

平成30年9月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社みつば観光バス (法人番号: 5030002042487) 代表者 小林保
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県加須市北下新井1667-2 (本社営業所) 埼玉県加須市北下新井1667-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 470日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成30年2月16日及び平成30年3月5日、定期的な監査を実施。12件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 領収書の発行義務違反(運輸規則第10条)、(5) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(6) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(7) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(8) 運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(9) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10) 初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 47点 当該事業者の累積点数 47点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年9月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	いずみ観光バス株式会社 (法人番号: 8012401001948) 代表者 小泉忠昭
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都国分寺市西町5-11-3-1 (本社営業所) 東京都国分寺市西町5-11-3-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 150日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月14日及び平成30年5月17日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 15点 当該事業者の累積点数 15点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

当該行政処分に係る営業所については神奈川営業所廃止に伴い本社営業所としたものです。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について1.(1.1)②口参照)

平成30年9月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ハリガエ観光 (法人番号: 1050002018902) 代表者 張替恵子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県坂東市沓掛5719-2 (本社営業所) 茨城県坂東市沓掛5719-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年7月10日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)